



騒音・振動・悪臭

1 騒音・振動・悪臭の現況と課題

1 騒音

騒音は、直接生活にかかわる公害であり、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、一般家庭の電気機器、楽器、ペットなど家庭生活から発生するものなど、発生源は多様です。

平成23年度の苦情件数は、1,068件で、平成22年度（1,081件）に比べ13件減少しています。苦情の内訳を見ると、工場・事業場からの騒音388件（36.3%）がもっとも多く、次いで建設作業騒音289件（27.1%）、深夜営業等111件（10.4%）となっています。

県では、騒音についての現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。

■ 交通騒音

交通騒音としては、自動車や新幹線の騒音が問題となっています。

自動車騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価*を行っています。平成24年度に評価した区間においては、評価戸数617,549戸のうち環境基準を達成したのは539,390戸（87.3%）でした。

新幹線騒音については、調査地点を年度毎に選定し評価を行っています。平成24年度は騒音測定を行っていませんが、鉄道事業者の騒音対策の実施に併せて測定を行い、対策の効果を評価する予定です。

▶表2-4-1 道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区 間延長 (km)	評価 区間数	住宅等 戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
20年度	758.7	352	234,262	189,092	80.7%	28,252	12.1%	255	0.1%	16,663	7.1%
21年度	1179.9	541	399,227	319,637	80.1%	47,827	12.0%	481	0.1%	31,282	7.8%
22年度	1317.1	602	423,999	351,422	82.9%	39,616	9.3%	1,188	0.3%	31,773	7.5%
23年度	1845.1	868	621,018	515,331	83.0%	55,720	9.0%	1,554	0.3%	48,413	7.8%
24年度	1846.3	960	617,549	539,390	87.3%	44,914	7.3%	1,927	0.3%	31,318	5.1%

*面的評価：道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法です。

▶表2-4-2 新幹線騒音測定調査結果

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査地点数	9	8	7	7	8
内住居専用地域の地点	0	1	0	0	0
環境基準適合地点数	3	0	1	1	2
内住居専用地域の地点	0	0	0	0	0
環境基準適合率	33.3%	0.0%	14.3%	14.3%	25.0%
内住居専用地域の地点	—	0.0%	—	—	—

■ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を中心に広い範囲で航空機騒音が発生しています。昭和48年にアメリカ海軍の空母ミッドウェーが横須賀港を事実上の母港として以来、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が深刻な社会問題となっています。

▶表2-4-3 厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
調査地点数	34	29	29	32	32
内基地東西1.5km以遠地点	5	5	5	5	5
環境基準適合地点数	10	9	10	11	11
内基地東西1.5km以遠地点	4	4	4	4	4
環境基準適合率	29.4%	31.0%	34.5%	34.4%	34.4%
内基地東西1.5km以遠地点	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

▶表2-4-4 厚木基地周辺の苦情件数の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	2,485件	3,752件	2,183件	4,112件	7,532件

2 振動

振動は、騒音と並んで直接生活にかかわる問題であり、工場等の事業活動によって発生する地盤振動が家屋に伝播し、その振動を直接又は間接的に感じることによって感覚的な不快感を感じさせるものです。騒音公害と同様、隣り合う程度の周囲からの苦情が多く局所的であるという特徴があります。

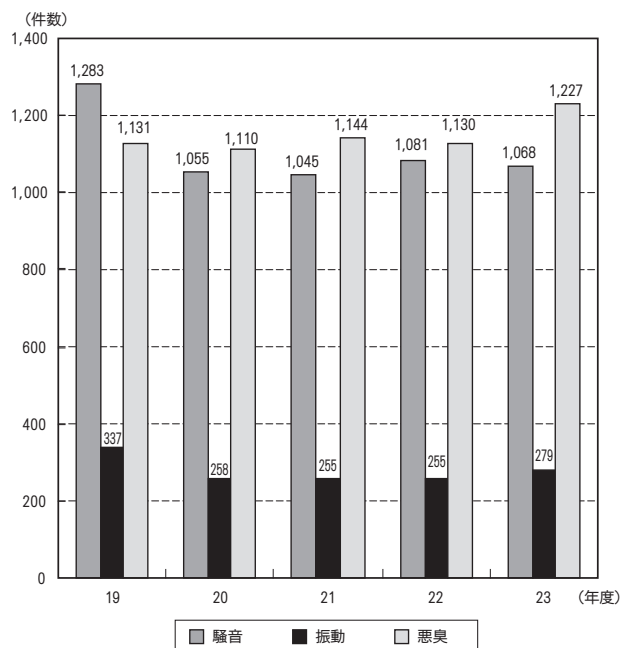
平成23年度の苦情件数は279件で、平成22年度(255件)に比べ24件増加しています。内訳は、建設作業の振動156件(55.9%)が最も多く、次いで、工場・事業場からの振動50件(17.9%)となっています。

3 悪臭

悪臭の苦情は、従来は工場・事業場が主でしたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しています。

平成23年度の苦情件数は、1,227件で、平成22年度(1,130件)に比べ97件増加しています。内訳は、野外焼却が529件(43.1%)と最も多く、次いで、サービス業・その他が242件(19.7%)となっています。

▶図2-4-1 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



2 騒音・振動・悪臭問題に関する県の取組

1 騒音・振動対策【大気水質課・基地対策課】

道路交通騒音対策

平成7年7月の「国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件」に関して、最高裁判所は生活公害を認定しました。その判決を受けて、平成7年12月に警察庁、環境庁、通産省、運輸省、建設省の5省庁による「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」がまとめられ、道路交通騒音対策を実施するに際して取り組むべき方向が示されました。

この方針に基づき、県では道路交通騒音の深刻な地域において、低騒音舗装の敷設等の対策を進めています。

また、発生源対策として、騒音規制法により自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められ、昭和46年から順次規制が強化されています。

厚木基地航空機騒音対策

■ 航空機騒音被害等の解消への取組

厚木基地を拠点とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、平成5年に硫黄島の暫定訓練施設が米側に提供されたため、そのほとんどが硫黄島で実施されるようになりましたが、近年ではNLP等の空母艦載機着陸訓練直前の時期に行われる集中的な訓練による激しい騒音など、NLP以外の飛行による騒音が問題となっています。

こうした中で、平成18年5月には在日米軍再編協議において、厚木基地の空母艦載機の移駐等が日米両国政府間で合意され、その実施に向けた閣議決定が行われました。

しかし、空母艦載機の移駐時期については、平成25年1月に防衛省から施設整備の全体工程を見直した結果、遅延するとの説明があり、10月3日には、日米両国政府間で平成29年頃までになることが確認されました。移駐が実現するまでの間、基地周辺の住民は、激しい騒音被害にさらされ続けることになります。

そのため県は、今後も基地周辺市とともに、空母艦載機の早期かつ着実な移駐や恒常的訓練施設の確保を確実に実施すること、移駐の具体的なスケジュールや進捗状況等について、関係自治体に情報提供等を行うこと、そして移駐実現までの間も訓練の硫黄島完全実施などの騒音問題の解決に取り組むよう、国や米側に積極的に働きかけていきます。



「神奈川の米軍基地（基地対策課ホームページ）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0112/>

■ 航空機騒音の実態把握

県と関係市では、厚木基地周辺の航空機騒音について、計34地点（環境基準の類型指定地域外2地点を含む）で測定を行っています。測定結果については、県環境科学センターにおいて分析を行い、「航空機騒音測定調査結果報告書」としてまとめ、県や市の環境担当窓口、地元の公立図書館等に配布しています。

また、県では、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示することにより航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

新幹線騒音対策

県では、新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業を行う東海旅客鉄道(株)に対して、騒音測定の調査結果を伝え、改善状況の確認を行っています。

2 悪臭対策【大気水質課】

悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき、県では、アンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、近年では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、県では「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決に対応しています。

▶表2-4-5 県が定める臭気指数規制内容

(1) 規制対象地域	神奈川県区域(※市の区域を除く。)のうち、都市計画区域(農業振興区域を除く。)
(2) 規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3) 規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準(1号基準) (ア) 1種地域* ¹ 臭気指数〔10〕 (イ) 2種地域* ² 臭気指数〔15〕
	イ 気体排出口の規制基準(2号基準) 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
	ウ 排水水における規制基準(3号基準) (ア) 1種地域* ¹ 臭気指数〔26〕 (イ) 2種地域* ² 臭気指数〔31〕

*1 **1種地域**：住居系地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域)

*2 **2種地域**：商業系地域(近隣商業地域、商業地域)、工業系地域(工業地域、準工業地域及び工業専用地域)及びその他の地域

※市では、悪臭防止法第4条の規定に基づき、独自に管轄市内の規制方法を定めています。

なお、横浜市、川崎市及び厚木市を除くすべての市は平成25年4月現在、悪臭防止法に基づく臭気指数規制を基準として取り入れています。



「騒音・振動のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7000/>

「悪臭問題の解決に向けて」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7011/>